



＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸西支部
広報委員 結城宏太

資産形成の一助に 知っておこう「iDeCo」の改正

将来の老後資金を自分で積み立てて育てる年金制度「iDeCo（個人型確定拠出年金）」。2025（令和7）年度税制改正で見直されたポイントを解説します。※本稿は令和7年度税制改正の大綱（昨年12月27日閣議決定）に基づいています

自分で選んで育てる私的年金「iDeCo」とは

iDeCoは、国民年金や厚生年金等の公的年金に上乗せする年金制度の一つです。加入者は自身で設定した掛け金を拠出し、その掛け金を元に自ら選んだ金融商品を運用。積み立てた年金資産は原則60歳から受け取ることができます。

iDeCoは、①掛け金の全額が所得控除の対象となる②運用益も非課税で再投資できる（通常金融商品を運用すると運用益に税金がかかる）③受け取り時も控除（公的年金等控除、退職所得控除）を受けられるといった税制優遇措置が講じられています。老後の資産形成の一助となる年金制度として、2002年に運用がスタート。24年1月現在、約354万1,000人が加入しています（国民年金基金連合会調べ）。

資産形成の公平性確保に向けiDeCoの拠出限度額を引き上げ

2025年度税制改正で、iDeCoの毎月の拠出限度額が引き上げられます。現行制度では第2号被保険者（会社員等）の場合、勤務先の企業年金（企業型確定拠出年金「企業型DC」）の有無によって拠出限度額に差があります。企業年金に加入していない会社員の拠出限度額は月2万3,000円、企業年金に加入している会社員は月2万円と企業年金の拠出額を合わせ月5万5,000円と公平性が課題とされていました。

今回の税制改正では差異を是正するため、企業年金と共通の拠出限度額に一本化。その上で共通拠出限度額が7,000円引き上げられ、企業年金の有無にかかわらず、第2号被保険者の拠出限度額は共通で月6万2,000円となります。企業年金に加入している人は「iDeCo+企業年金」の合計拠出限度額が月4万2,000円の増額、企業年金に加入していない人は月3万9,000円の増額となります。

また、第1号被保険者（自営業者やフリーランス）の場合、現行制度ではiDeCoと国民年金基金等との合計拠出限度額は月6万8,000円でしたが、今改正により全体で7,000円引き上げられ月7万5,000円となります。

参考文献：「事務所通信2025年4月号」（TKC出版）

